

Ⅲ. お知らせコーナー

『職場体験学習』の受け入れにご協力ください

整備士不足が問題視される昨今、子供たちに自動車に興味を持ってもらい、その興味を持続させることが重要です。会員の皆様の事業場で整備士の仕事を体験してもらい、少しでも自動車に興味を持ってもらえるよう、自動車整備士が子供たちの進路の選択肢となるよう、『職場体験学習』の受け入れにご協力ください。

1. 受け入れが決まったら

振興会から、人数分の記念品をご用意いたしますので、実施予定日及び受け入れ人数のご報告をお願いいたします。

2. 職場体験学習が終わったら

○ 作業内容

実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。

○ 学生の感想など

体験してみた感想など、学生からの主な意見を記入してください。

○ 指導者の方から学生に一言！

指導された方から学生に贈る言葉があれば、ご記入ください。

また、作業中に撮影された写真がありましたら、情報誌やホームページで使用していいかご確認の上、振興会までお送りください。



職場体験受入計画書 兼 実施報告書

ブロック _____

事業場名 _____

ご担当者様 _____

1. 実施予定

実施予定日	令和 年 月 日 から
	令和 年 月 日 の 日間
依頼のあった学校名 及び受入人数	学校名 _____ 人

2. 実施結果

作業内容	(実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。)
学生の感想など	
指導者の方から学生に 一言！	

- 学校及び体験した生徒から、作業中の写真の公開をご了解いただいた場合は、振興会・指導課の下記メールアドレスまで、写真のご提供をお願いします。

写真の掲載可否	情 報 誌	ホームページ
	可 ・ 否	可 ・ 否

写真データの送信先：振興会・指導課 sidou@easpa.jp

(メールの件名を、『〇月〇日 職場体験』として送信してください。)

ご協力、ありがとうございました。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、10件を掲載いたします。

Case 1 ディーラーに修理に出したが、水漏れが直らない

平成31年1月22日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

駐車場で冷却水が漏れ出したので近所のディーラーに修理に出した。点検後見積りを貰ったらラジエーターホースからの漏れで、取り替えて3万6千円ほどなので、承諾して車を預けて帰った。完成連絡があり奥様が引き取りに行くと、「また壊れました」と言われ内容説明があった。「今までホースからの水漏れで正規の水圧が掛かっていなかったが、そのホースからの漏れが止まったことにより次に弱っていたところから漏れ出しラジエーターの修理が必要になりました。その作業によって今度はクーラーが壊れるかもしれません」とのことだった。乗って帰れないので、「主人と相談して連絡します」と言って帰った。以前に乗っていた古い車もエンジン本体が悪くなり、エンジン載せ替えの話が出たのでこの車に乗り換えた。今回も車は気に入っているが、金額によっては修理せずに別の車に乗り換えるつもりではある。ラジエーターホースなら修理して乗るが、ラジエーター、クーラー修理と費用が掛かってくるならもったいないので車を手放す覚悟もある。ホースを交換するとリスクがあることの説明を一切せず、親切ではないと思っている。どうしたら良いのか分からず、インターネットで調べて振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、ディーラーに事実確認

の電話をする承諾を頂き、「ディーラーとよく話し合ってください」と言って電話を切った。ディーラーのサービスマネージャーが電話対応してくれた。「昨日の夕方にセールスが奥様をお送りしていた件だと思います。直接私に相談、報告は貰っていませんが、ショールームで少し目にしました。整備士が作業後の水漏れチェックを時間を掛けて行いましたが、引き渡す時に車両を移動していて水漏れが発生したみたいです。今はセールスとお客様が話をして返事待ちしている状態です。普通ならご主人から先に当店に電話が入ると思うのですが、なぜ振興会に電話を入れたのか分かりません」との話だった。なぜ相談者が担当セールスに電話をしなかったのか不思議に思ったので聞いたら、「今回は初めての入庫だったので、電話をしにくかったのかもしれない」とのこと。「お客様との絆作りは店舗の第一印象をいかに良くするかではないでしょうか。言いにくいことを電話頂ける関係こそ、今後の良いお話の電話も頂ける関係になれるということではないでしょうか」と伝えた。サービスマネージャーは、「セールスに話をよく聴いて、私が窓口になってお客様に電話します」と言ったので、ここで電話を終えた。

Case 2 作業をキャンセルしたらキャンセル料を請求された

平成31年2月5日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

1月31日、エンジンを掛けたらハンチングしていた

ので車を買った修理工場に持って行き点検して貰った。キャブレターとコンピューターが悪く12万円ぐらい掛かるとのことで入庫日を決めた。2月2日、エンジンを掛けると何事もなかったかのように正常な状態でスムーズに走れた。行きつけのガソリンスタンドに相談したらコンピューター診断に掛けて「正常です。ディーラーにも見て貰ったら」と言われたので、ディーラーに持ち込んだ。「特に悪い箇所はないですね」とのことだったので、車を買った修理工場に作業のキャンセルの電話を入れた。すると、「修理してくれと言ったから、部品も注文している。メーカー注文だったので返品はできない。キャンセル料として2万円請求する。悪い箇所が分かっているのに修理しないともっとひどい症状になったり、他に不具合が連鎖して今以上の修理代になることもある」と言われた。自動車修理業界ではキャンセル料を請求するというのが普通の話なのかどうか聞きたくて、振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。そして、修理依頼をした流れを聞くと、見積りは口頭でキャブレターとコンピューターが悪いと言われただけで、部品がいくら、工賃がいくらの内訳の説明もなく、返品不可部品はキャンセル時に買い取って貰いキャンセル料として請求するとの説明もなかったことが分かった。「キャンセル料の説明がなかったのだから、支払わなくてもいいと思います」と言うと、「修理屋が誤診したのは」との話になった。そこで、「何とも言えませんが、本当にその時に悪かったのなら修理屋の説明も考えられます。気をつけておかないとまたエンジン不調になるかもしれませんし、何事もなく乗れるかもしれません。通常は修理見積りを出して内容説明と支払い約束をし、その時にキャンセル料の話をしなさいといけません」と伝えると、「もう少し修理屋さんとお話をしてみます」と言って、相談は終わった。

Case 3 車検をキャンセルしたら、発注部品代を請求された

平成31年2月6日 福岡県 女性

車名：ミニバン 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

<経緯>

相談者のご主人がK店で車検の見積りを依頼。交換部品等を含めて概算額の提示を受けたので、車検を依頼した。しかし翌日、不要と思われる部品があるので相談者が車検も含めてキャンセルを申し出たところ、部品代はキャンセル不可なので部品代を請求された。

<内容>

車検整備をキャンセルしたのに、交換予定部品代を請求されるのは納得できない。現車は外注リコールから戻り、車検整備作業に着手直前であった。現車は事業場にあり、現在代車を使用中。

【対応】

見積り担当が休みだったので、出先の工場長に連絡。交換部品についてはメーカー部品ならば、キャンセルは不可であるが、部品商在庫分であればキャンセルは可能とのこと。工場長には、相談者のご主人へ提示した見積りに基づいての車検・交換部品発注であること、及び交換部品については車検合格に必要であること等を、再度相談者側に説明するように依頼した。（※初回の見積額提示時、見積書の発行はされていない模様）

Case 4 ペーパー車検で捕まった工場で、去年車検を受けた

平成31年2月22日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

昨日のニュースで板金塗装工場がペーパー車検で捕まったニュースを見た。ニュースでは違法改造車をそ

のまま通したとのことだが、私も昨年の10月にその工場で車検をして貰ったが何の点検、整備もしていないのではないかと不安になった。

【対応】

指定整備記録簿のチェック項目で点検されているかどうかを確認することしかないと思う。どうしても心配なら指定整備記録簿を持って、同輸入車扱いの自動車修理工場に再点検を依頼してみたかどうかと伝えたところ、「車検証と自賠責保険証券は見たが、そのようなチェック表は見えていない。もう一度探してみます。わからないことがあったらまた電話しますので」と言って、相談者は電話を切った。

Case 5 廃車業者からキャンセル料を請求されている

平成31年3月6日 大阪府 女性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：100,000km

【相談】

乗る人がいなくなったので廃車にしようと思い、インターネットで検索したら無料で手続きしてくれると書いてあったのでその業者をお願いした。その後、電話の受け答え方を不信に感じキャンセルを申し出たところ、車の引き上げ日が3月18日と先なのに、「ホームページにも書いてあるが、成約後のキャンセル料として3万円を請求させて貰います」と言われた。消費者センターに相談したら、「車に関する事は振興会に電話して」と言われたので電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。話を聞くと廃車書類のやり取りも何もしておらず依頼しただけの状態だが、インターネットでの作業依頼で契約としては結ばれていると本人が言っていた。いつもお世話になっている修理工場もあり無料で廃車してくれると言っていたが、

非常に良くして貰っており気の毒なのでインターネットで探し出して依頼したとのことだった。消費者センターから、「契約のことなので公正取引委員会に相談する方法もある」と言われたらしく、「公正取引委員会に電話してみます。初めからいつもの修理工場にお願ひすればよかった」と言って、電話を切られた。

Case 6 請求支払分のうち、2回目の入金処理がなく領収書が再発行されない

平成31年3月15日 福岡県 女性

車名：トラック 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

<経緯>

平成30年3月、車検後に請求された11万4千円を支払って、領収書を受領した。9月にも新たに8万円の請求が来たので、支払って領収書を貰った。平成31年3月の確定申告時に8万円分の領収書を紛失していることが分かったので、工場に再発行を依頼したところ、取引の履歴もなく8万円を受領した形跡もないと言われた。確実に支払ったのに入金処理されてないのはおかしい。

<内容>

平成30年9月に相談者が直に、工場の奥さんに8万円支払ったと主張。何か誤魔化されているのではないかとの内容。長年、車検整備を依頼していたのに、工場に騙されたと主張。ただし、相談者と工場は同一地域なので、今一度振興会に相談するか、親族で相談の上、必要なら再度電話しますとのこと。

【対応】

3月19日、改めて相談者から工場への事実確認依頼があった。上記内容を工場に確認したところ、売掛帳簿上は平成30年3月の車検整備11万4千円のみで、その後に請求され支払ったという8万円については請求も領収もしていないとのこと。なお、相談者が所持す

る領収書の日付は平成30年9月15日付で11万4千円と
なっているようで、平成30年9月に8万円支払った（請
求書、領収書紛失）とする“月”は合致するようである。
結果、双方の主張が食い違うため水かけ論になる。裁
判になっても、請求支払いを証明する領収書等が必要
だと相談者に伝えると、「もう結構です」と言われた。

Case 7 費用を相談すると、定価に上乗せした金 額を言われた

平成31年3月18日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

輸入車のキーを紛失したので購入したディーラーに
相談した。「キー穴を確認するので車を持ち込んでく
ださい」と言われた。費用は鍵穴の確認で2万円とキー
の作製で6万8千円が必要で、車両の持ち込みも自費
になるとの説明があった。以前に知り合いもキーを紛
失したことがあり金額が6万3千円であったことを聞
いており、不信に思ったのでディーラーの本部（お客
様相談室）に確認した。「お客様は新車を当社から購
入されているのでキー登録されています。鍵穴の確認
の必要がないので作製費用は6万3千円です」と言わ
れたので、そのディーラーは定価に上乗せしたことが
分かった。以前、車検の見積りの相談をした時も「初
めに8千円を頂いて作業に入ってからでないで見積り
金額が出ないので、何もしないで金額は言えません」
と言われたことがあった。今は何処の修理工場でも公
的な費用と基本料、お勧めコース的なメニューでたま
かな見積り金額はわかるようになっているのに、先に
料金を入れさせて途中キャンセルができないような説
明されたことがあり不信の念を抱いていた。ディー
ラーがこんな商売をしているので、振興会から罰則を
与えて貰いたくて電話したとのこと。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、「そのディーラーに電

話して、お客様が店舗の対応、説明を不信に思ってい
ることをお伝えしましょうか」と聞いた。更に、「説
明をしてくれた人の勘違いか、言い間違いも考えられ
るので、その店舗ともう少し話をした方がいいのでは
ないでしょうか。仮に金額面で上乗せしていても定
価が決まっているので、後からわかるようなことはし
ないと思います」等の話をすると、「もう少し店舗の
担当者と話をしてみます」とのことで相談を終えた。

※別途、ディーラー本部へ確認した結果は以下の通り。

- キー紛失し新たに作製するには、現車の確認、車検
証の確認、個人なら免許証などの本人確認（法人な
ら登記簿謄本）と部品発注書類が必ず必要とのこと。
系列ディーラーから販売した車のみ対応している。
作製費用で約7万円とのこと。
- 車検の見積りは、基本的には見積り入庫してからな
る。もちろん無料。諸費用、整備の基本料金はわか
るが、それだけで見積書としては発行していない。
パンフレットのものは使用していないとのこと。

Case 8 よく見ると、車に線状の塗装ムラがあっ た

平成31年3月20日 和歌山県 男性

車名：ワンボックス 登録年月：平成26年

走行距離：不明

【相談】

匿名希望者より入電。平成31年2月末頃、後左ドア
部を自損したため保険会社に相談したところ、1年に
1回のみ免責0円で修理可能とのこと。今回が2回目
であり免責額と見積額が同額であったため、自費での
修理を決断した。保険会社に紹介された板金業者によ
り自車が引取りされる時、フロントスカート部が地面
に接触し、少し破損を確認したのでクレームを言った
が、「ステーの部分なので問題ないと言われた」との
こと。3月7日頃に納車。納車後2日経ち、車をよく
見ると線状の塗装ムラが見受けられたので知り合いの
自動車店に見て貰ったところ、「塗装時に失敗したの

では？」との見解を貰った。同じく、全国チェーンの塗装店に確認したところ、仕上げ時に問題が起きた可能性が高いとのこと。どうしたらいいかとの苦情であった。

【対応】

依頼した塗装店は認証工場かを聞いたが、全く把握していないため事業場名等を確認しようとしたが、「何故、業者名を言わなければならないのか」と言われる始末。その結果、相談窓口の立ち位置を説明したが理解いただけなかったため、「納車後約2週間も経っている。クレームについては1日も早く言うべきである」と助言した。3月25日、入電あり。施工した板金業者は当会会員工場（認証工場）であることが判明。相談者が施工事業者に対し電話で苦情を述べたところ、再塗装も考えるので再入庫することを要請された。どうしたものかとの質問があった。相談窓口としては、施工事業者の発言から推察しても消費者契約法等に抵触せず、双方で意見の交換をすべきである旨を伝えた。その後相談者より連絡がないため、終了。

Case 9 追突事故を起こしたが、車の制動力に疑問がある

平成31年3月22日 大阪府 事業者（及び当事者の男性）

車名：SUV 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

「自社のお客様の話ですが」と前置きがあり相談が始まった。自社の保険契約者が事故を起こし、その原因がブレーキの効き力不足でありメーカーの責任ではないかと話をしている。メーカーは話を聞いてくれそうにないので、振興会が間に入ってこれれば話を聞いてくれるのではないかと相談。振興会の立場を説明したところ、後日お客様から連絡をするとのこと一旦電話を終えた。後日、当事者の男性から入電。1週間程前に事故を起こした。3車線で中央を走行中、前

方に赤信号で停止している車両を発見。車線変更をしようとして方向指示器を出し左車線に移動しようとしたが、すぐ左後にトラックが見えた。ハンドルを切り中央線に戻りブレーキを踏んだが間に合わず追突してしまった。危険を察知した瞬間や前方との車間から、今までの経験上絶対に止まれる距離であったのにぶつかってしまった。私が原因で事故を起こし被害者の方は幸いケガがなかったものの、私に過失があることは重々理解しているが本当に私だけが原因なのか。車には問題なかったのかと疑問に思い、いつも整備しているディーラーにレッカー移動するとともに相談した。サービス担当者から事故を起こした時のデータは出すことができないと言われたので、本社に相談した。後日、本社とディーラーから事故時のログ（作動要因履歴？）を見せて貰ったとのこと。どのようなデータか質問すると、

- エンジン始動から20～25分後に発生
- 事故発生の2.8秒前にブレーキ作動開始
- ブレーキ開始時の前方車両との距離35m
- 時速は62km/hで、衝突時は27km/h
- 何秒前にABSとサポートが作動したかは忘れたとのこと

ディーラーからは、衝突被害軽減ブレーキが作動中にハンドルを操作すると制御は終了し通常のブレーキに移行すると説明があった。車自体に問題はないとしか言われぬ。しかし、自分はブレーキをしっかり踏んでいた。ネットで調べてみると、このSUVは制御が終了し通常ブレーキに移行するには時間のロスがあるらしい。同じような経験をした人が数名いた。今回の件については国土交通省にも報告はしている。自分も今の車は乗り続けたいので、今後は事故を起こさないように心掛けるつもりだが、車両自体が安全なのか不安だ。ディーラーの担当者に事故時のデータや安全であることを書面にて出して欲しいと依頼したら、奥からマネージャーが出て来てデータや書面は渡せないと言われた。口頭で「大丈夫です」としか言われていないので、安心なんかできない。不安が残っている状態で、ディーラーからは「修理をしないなら早く車を

移動させて欲しい」とも言われた。今の自分の車のブレーキはおかしくないのか、コンピューターはおかしくないのか。何も納得ができていないのに、ディーラーはこのような状態になったユーザーに対して同じような対応をしているなら、悲しい思いだ。

【対応】

振興会の立場を説明。更に、「会社として渡せないデータはあるかもしれませんが、安全であるならそれを納得できる情報（ブレーキテスターでの制動力試験の結果やスキャンツールでのDTC有無など）として何かお客様に渡せるものがないか、サービス担当者に相談してみます」と言って、一旦電話を終えた。ディーラーのサービス担当者に上記の相談があったこと及び振興会の立場を説明。相談者が不安に思っている旨を理解していただいた。サービス担当者は、「メーカーとしてお客様に渡せるものは限られていますが、お客様に安心していただけるように渡せる書面等がないかどうか、もう一度本社に相談して連絡させていただきます」とのことで電話は終了した。相談者に電話。サービス担当者に相談者の気持ちを伝えたこと、及び後日サービス担当者から連絡がある旨を伝えた。「もう少し待ってみます。ありがとうございます」とのことで、相談を終えた。

Case 10 保証付きで購入した車の挙動がおかしい

平成31年3月27日 兵庫県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

中古車販売店で購入した車両だが、納車後しばらく乗っていると挙動がおかしく感じた為、査定協会でも車両のチェックをして貰った。すると、購入時の販売文句通りに修復歴はなかったが、下回りにかなり広範囲に突き上げた痕跡があり、それが足回りに影響し、挙動をおかしくしているようであった。その結果を元に

販売店にクレームを言いに行ったところ、提携の整備工場と車両の確認をするので車両を預からせて欲しいとのことであった。しばらくして担当者より説明をしたいとのことで販売店まで出向いたところ、今回は総合的判断でクレームには応じられないと言われた。理由を聞くと、車両にある下回りの突き上げ痕は納車時にはなく、納車後ユーザー（相談者）の運転でできたものではないかと強く問われた。もちろん反論したが、担当者は外注先の整備工場にも確認して、納車整備時にはそんな痕跡はなかったと言っているので間違いはないと言われてしまい、それ以降は話が全く進まない。こんな場合どうしたものか？という問い合わせ。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できること、できないことを理解して貰い、詳細を聞くことから始めた。相談者には、まずは聞かなければいけない『認証の有無』を確認。するとそれはわからないが、中古車販売で整備ができる作業場はかなり小さいとのこと。店舗名や所在地を聞き、会員工場か？認証工場か？と調べたがどちらも該当しない。会員工場ではない為、こちらからの連絡ができない旨を伝え、相談者からの質問に答えることにより整備のことを理解して貰い、該当事業者と相談者自身でやり取りしていただくようお願いした。通常であれば、販売側としては隠れた瑕疵であっても保証をしなければならぬのは周知の事実であり、特に今回は保証付きで購入しているので相談者は安心してははず。それがまさかの納車後に、相談者の運転で起こったものだと主張している。相談者には外注先の整備工場も含めて販売店に粘り強く交渉する他ないと伝え、平行線をたどるようなら、ある程度で見切りをつけて弁護士に相談するなどの方向で動かれた方が良いのでは？と伝えた。相談者は最後に、「安い買い物ではないので、なんとか交渉を頑張ってみます」と言って、電話を切った。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	しい	企業	年金	制度				
	を	ご	提案	いた	しま	す		

Point

1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

3 給付の安全性について

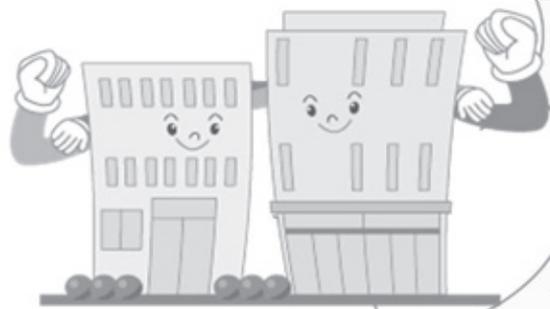
- ▶ 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

日本-年-201705-170-0100-C

四国自動車企業年金基金の特徴について

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリットが得られ、諸コストの削減が図れます。**



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立が可能となります。**また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や優秀人材の確保及び定着化がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額 2% （給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員の負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合 0.25% 。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、 $0\% \sim 3\%$ の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、 $0\% \sim 3\%$ の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年 1.25% ）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

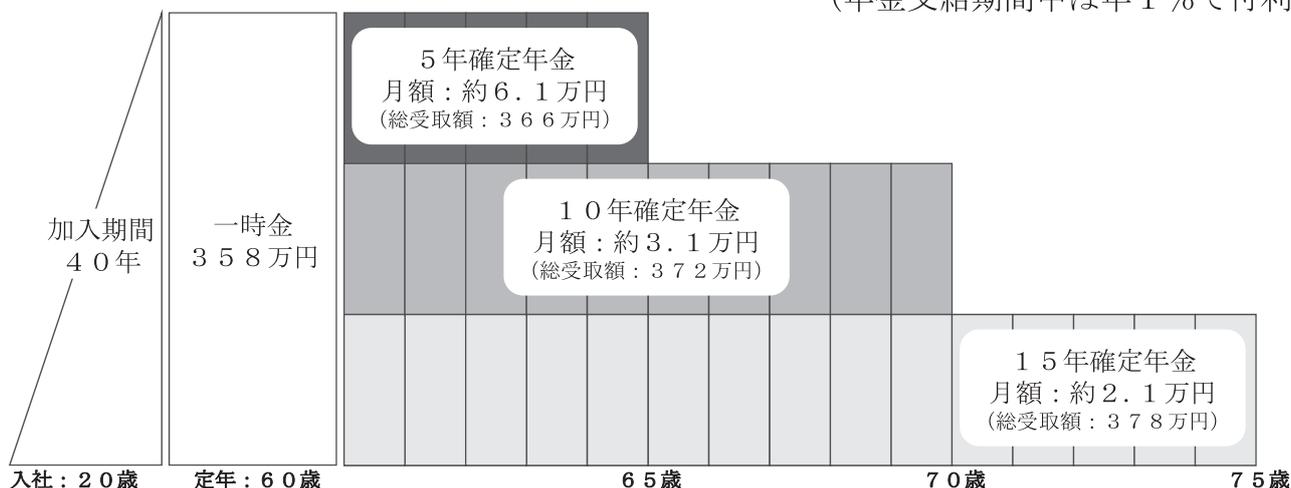
- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



年金・一時金の給付額について

(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
 - 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- （年金支給期間中は年1%で付利）



(2) 受取額の試算

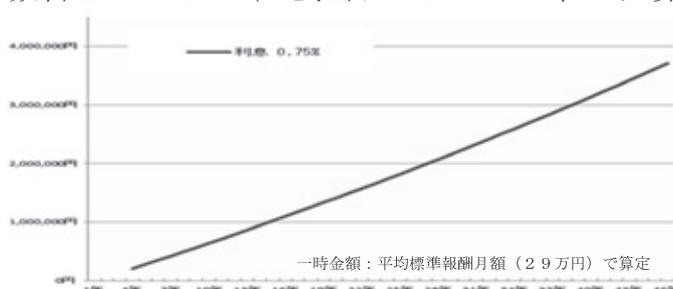
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金※ ₁	年金(月額)※ ₂
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

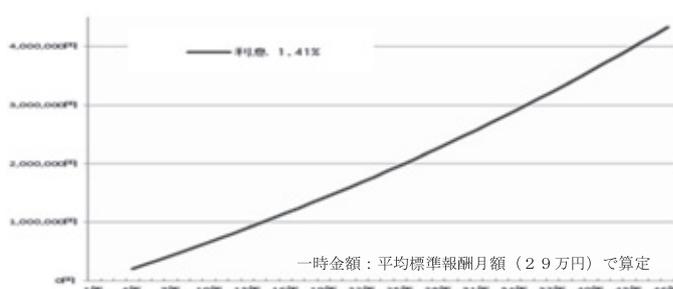


ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金※ ₁	年金(月額)※ ₂
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

資産運用について

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度**です。
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

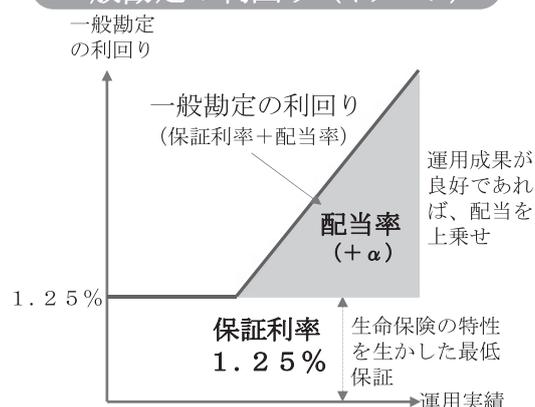
(1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※ ₁
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※ ₂

※₁ 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※₂ 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

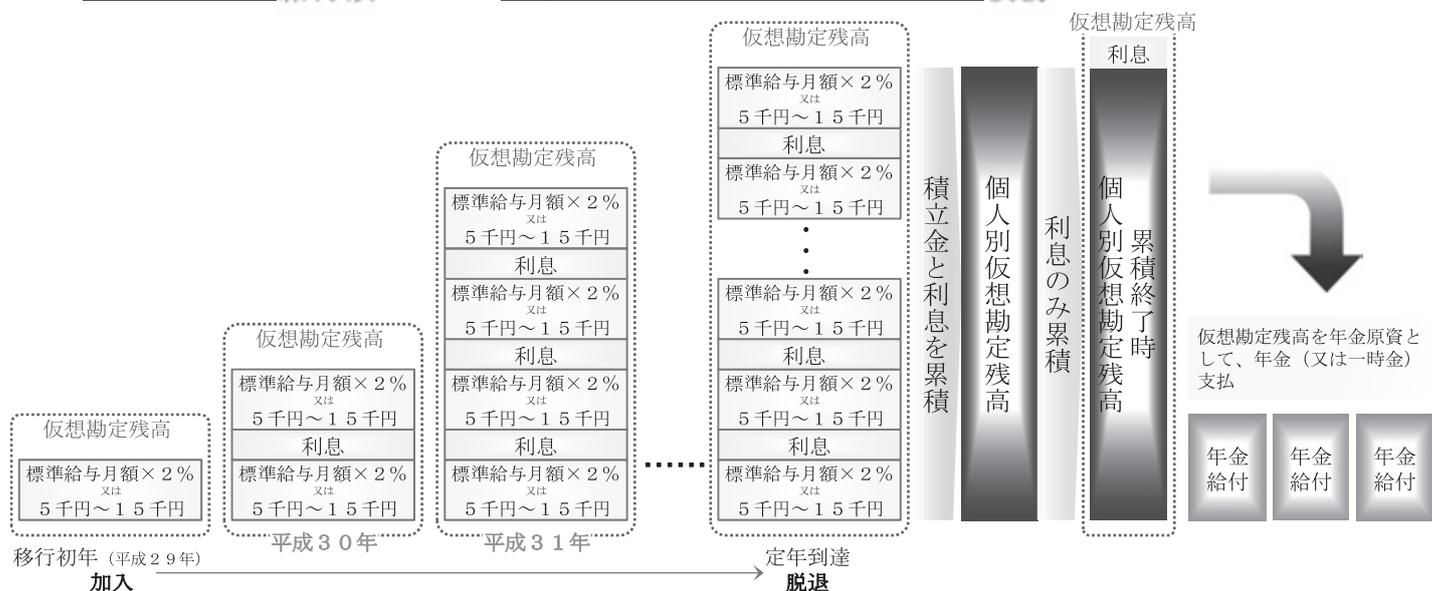
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

(2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- ▶ **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- ▶ 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中
 <再評価率：運用利回り>

受給待期中
 <繰下利率：運用利回り>

受給中
 <給付利率：1%固定>

加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- ▶ **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」、定額ならば一律790円で計算し、全額事業主のご負担となります。
 事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- ▶ 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-0054

愛媛県松山市空港通6丁目10-1

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③FAINES 通常会員に加入していること。

④振興会会員であること。

⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

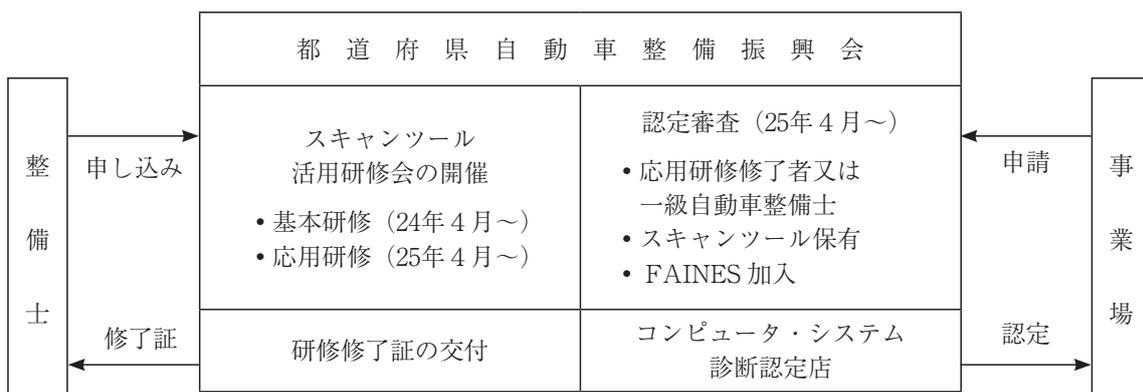
・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。

・スキャンツールの写真

・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）

* 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所 電話番号
 認証番号
 事業場名 ㊤ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えさせていただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 令和 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広くなります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々	警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



IV. 整備技術 関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「疑わしいのは、通信不能のECU」

平成23年式、三菱 i『アイ』(車両型式DBA-HA1W、エンジン型式3B20)でエンジン、ABS、EPSの警告灯が点灯し、スピード・メータとオド・トリップメータが動かないという相談を受けた。

詳しく状況を聞くと、エンジン始動後の不調はなく、EPS、ABSともに作動することのこと。

外部診断機(スキャンツール)を使用してDTC(ダイアグノーシス・トラブル・コード)を確認してもらうと、エンジンの項目でU1102「ABS-ECU CAN通信タイムアウト」、U1106「EPS-ECU CAN通信タイムアウト」、EPSの項目ではU1073「バスオフ」、U1102「ABS-ECU CAN通信タイムアウト」を表示した。ABSの項目は外部診断機と通信できなかった。また、コンビネーション・メータは別工場で交換済みとのこと。

コンビネーション・メータへの車速信号をサービス・マニュアルで確認すると、ABS車輪速センサの信号をもとにABS-ECUがメータ用の車速に変換し、CAN通信でメータに送信していることが分かった。不具合箇所としてABS-ECUの不良、ABS-ECUからコンビネーション・メータ間の配線の不具合でABSのDTCが確認できないことが考えられる。

まず初めにABS-ECUの電源電圧とアースの点検をすると、電源電圧12V(基準値:バッテリー電圧)、アースは0V(基準値:1V以下)で正常だった。

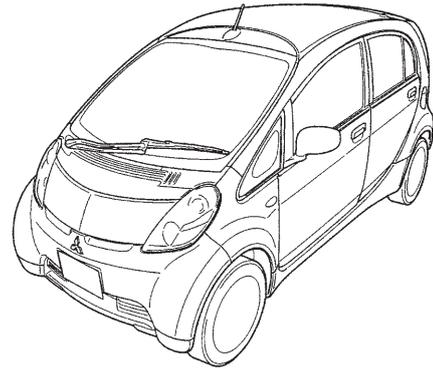
次にCAN通信線の点検をしてもらうことにした。

メイン・バスライン(エンジンECU～ETACS-ECUを結ぶ配線)の点検は、DTCコネクタ6番端子と14番端子間で測定すると60Ω(基準値:60Ω)で、サブ・バスライン(メイン・バスラインから各ECU、DTCコネクタを結ぶ配線)DTCコネクタ～ABS-ECU間、ABS-ECU～コンビネーション・メータ間の導通点検をすると正常だったため、ABS-ECUの通信不良と判断しABS-ECUを交換すると正常となり外部診断機でABSの項目も表示されるようになった。

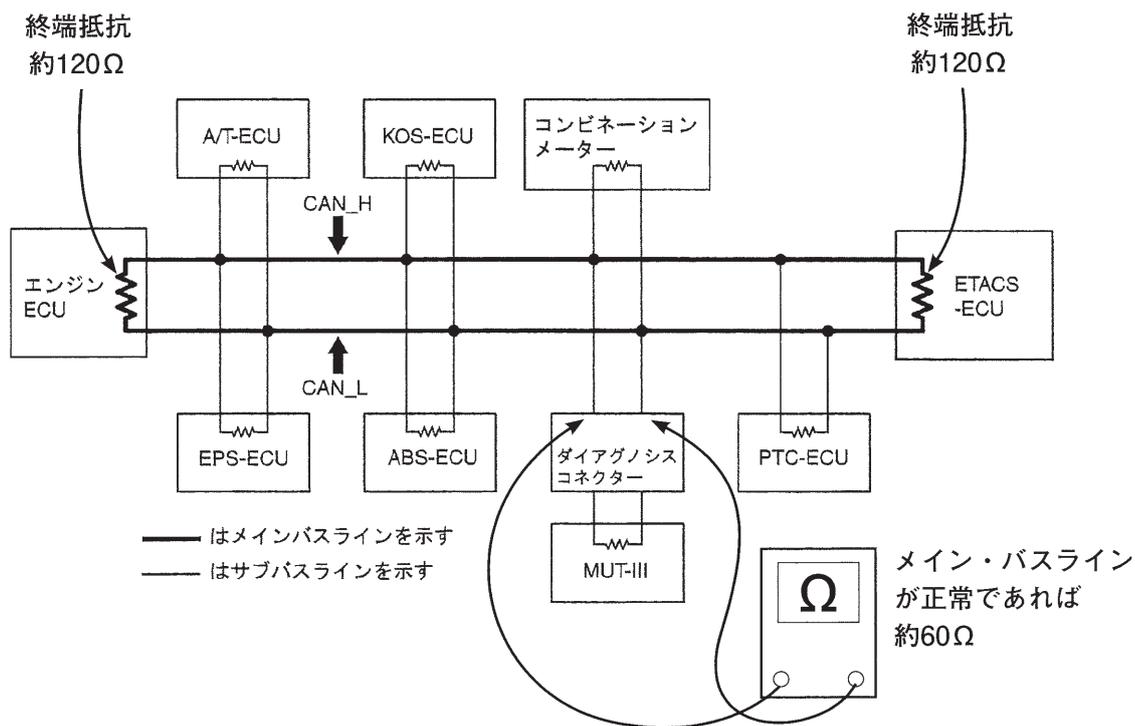
今回のトラブルは、ABS-ECUの不良によりコンビネーション・メータと通信できずスピード・メータとオド・トリップメータが作動しなくなり、外部診断機を接続した時にABSの項目が表示されなかったことが考えられる。CAN通信では、複数のECUと情報のやり取りを行っているためにエンジンやEPSの項目でもABSの通信に関するDTCが記憶されていた。

ワイヤー・ハーネスの省線化やダイアグノーシスの充実を図ることを目的として、今ではCAN通信は当たり前のシステムとなっています。CAN通信にトラブルがある場合は、通信できていないECUに不具合があるのか、通信線にトラブルがないかを外部診断機とサーキット・テスターを活用して不具合箇所を特定していく必要がありますので今後の参考にして下さい。

※メイン・バスラインは車両によって違いがありますので注意してください。



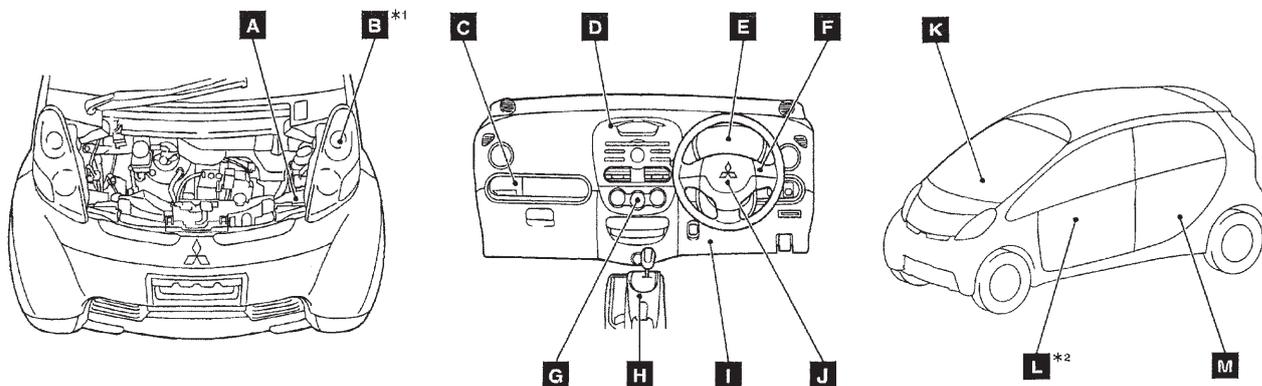
構成

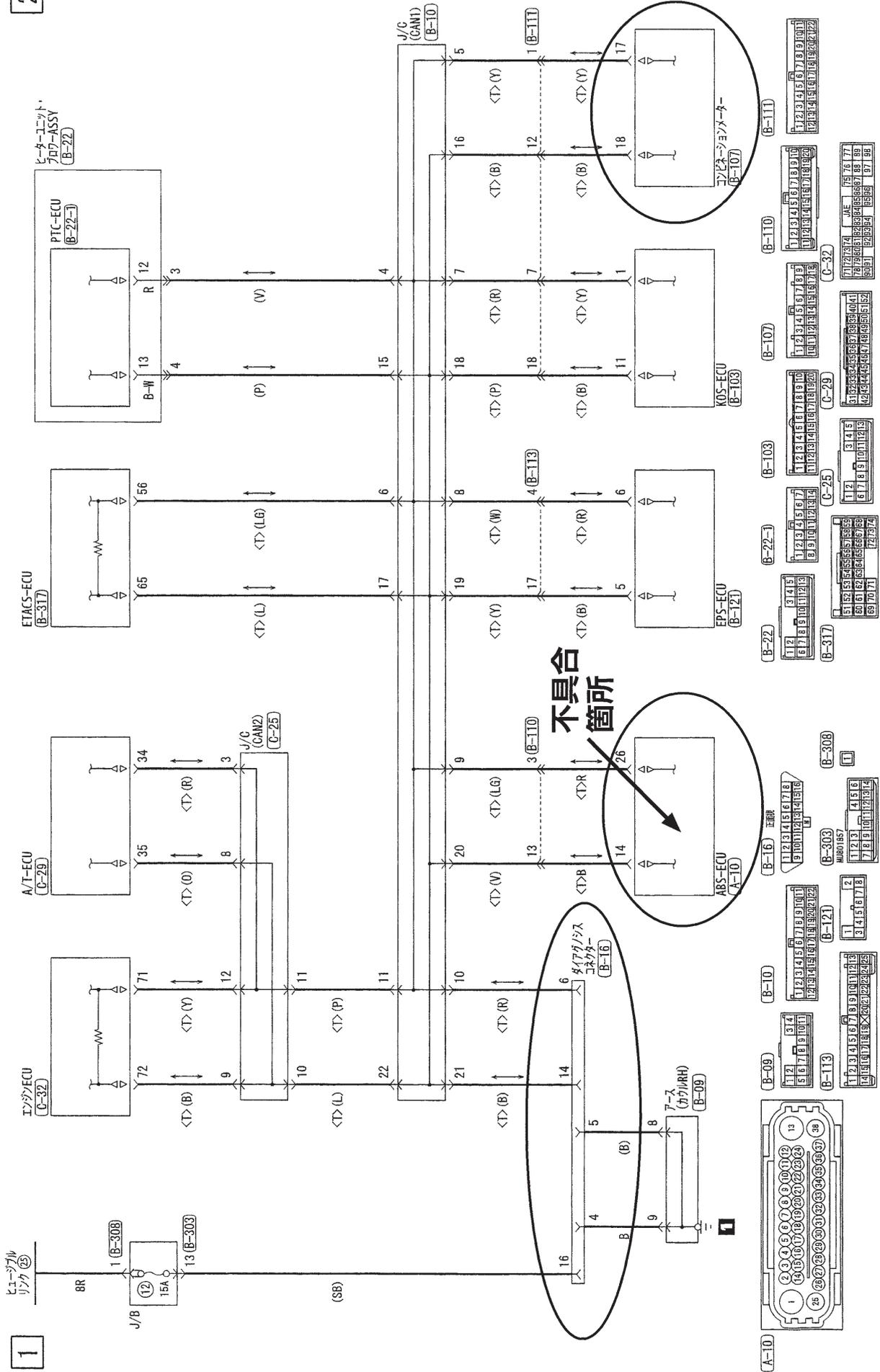


- CANバスラインは、CAN_L (キャンロー) ラインとCAN_H (キャンハイ) ラインの2本の通信線と、2個の終端抵抗から構成されています。(通信線は、耐ノイズ性の高いツイストペア線を使用しています。)
- 2個のドミナントECUを結ぶCANバスラインをメインバスラインといい、そこから各ECUを結ぶCANバスラインをサブバスラインといいます。

note	<ul style="list-style-type: none"> • ドミナントECU: ETACS-ECU及びエンジンECU • ノドミナントECU: ETACS-ECUとエンジンECU以外の、CANネットワーク上のECU
------	--

名称	記号	名称	記号
A/C-ECU	G	エンジンECU	M
A/T-ECU	M	コラムスイッチ (ECU内蔵)	J
ABS-ECU	A	コンビネーションメーター (ECU内蔵)	E
EPS-ECU	H	ディスチャージECU	B
ETACS-ECU	F	パワーウィンドウサブスイッチ (ECU内蔵)	L
KOS-ECU	D	パワーウィンドウメインスイッチ (ECU内蔵)	K
PTC-ECU	C	ヘッドランプオートレベリングECU	I
SRS-ECU	H		





街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 令和元年 7 月 4 日（木） 13時30分～15時30分
実施場所 西条市船屋乙145-1 付近（新居浜から西条方面）
協力支部 東予支部（西条西ブロック）
出勤人数 国土交通省 2 名、警察 2 名、自動車機構 1 名、
振興会会員13名、振興会事務局 1 名

合計出勤人数 19名

検査車両数 102台
不良車両数 3台 ……………不良車両数の割合2.9%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 24件…………未実施車両数の割合23.5%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 3件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

・電気・灯火類 3件

※合計不良箇所件数 3件

【訂正】 4月、5月分の指定の継続検査台数に、誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。



令和元年度 検査台数報告

(平成31年4月分)

登録自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	508	590	15,839	2,208	16,347	2,798	16,347	2,798
対前年同月比	112.1%	93.4%	122.1%	114.0%	121.7%	109.0%	121.7%	109.0%
前年同月	453	632	12,976	1,936	13,429	2,568	13,429	2,568

軽自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	841	518	13,643	2,868	14,484	3,386	14,484	3,386
対前年同月比	109.8%	105.1%	115.2%	106.7%	114.9%	106.4%	114.9%	106.4%
前年同月	766	493	11,841	2,689	12,607	3,182	12,607	3,182

登録車・軽

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	1,349	1,108	29,482	5,076	30,831	6,184	30,831	6,184
対前年同月比	110.7%	98.5%	118.8%	109.8%	118.4%	107.5%	118.4%	107.5%
前年同月	1,219	1,125	24,817	4,625	26,036	5,750	26,036	5,750

【訂正】**令和元年度 検査台数報告**

(令和元年5月分)

登録自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	411	550	15,930	2,106	16,341	2,656	32,688	5,454
対前年同月比	101.7%	94.8%	106.8%	103.6%	106.7%	101.6%	113.7%	105.3%
前年同月	404	580	14,910	2,033	15,314	2,613	28,743	5,181

軽自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	516	317	13,730	2,811	14,246	3,128	28,730	6,514
対前年同月比	105.1%	97.5%	101.8%	99.8%	101.9%	99.6%	108.1%	103.0%
前年同月	491	325	13,487	2,816	13,978	3,141	26,585	6,323

登録車・軽

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	927	867	29,660	4,917	30,587	5,784	61,418	11,968
対前年同月比	103.6%	95.8%	104.4%	101.4%	104.4%	100.5%	111.0%	104.0%
前年同月	895	905	28,397	4,849	29,292	5,754	55,328	11,504

令和元年度 検査台数報告

(令和元年6月分)

登録自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
6月	489	632	15,581	2,189	16,070	2,821	48,758	8,275
対前年同月比	114.0%	99.5%	106.0%	106.1%	106.2%	104.5%	111.1%	105.0%
前年同月	429	635	14,699	2,064	15,128	2,699	43,871	7,880

軽自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
6月	470	265	13,500	2,861	13,970	3,126	42,700	9,640
対前年同月比	107.3%	95.7%	100.9%	98.0%	101.1%	97.8%	105.7%	101.3%
前年同月	438	277	13,383	2,920	13,821	3,197	40,406	9,520

登録車・軽

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
6月	959	897	29,081	5,050	30,040	5,947	91,458	17,915
対前年同月比	110.6%	98.4%	103.6%	101.3%	103.8%	100.9%	108.5%	103.0%
前年同月	867	912	28,082	4,984	28,949	5,896	84,277	17,400

令和元年6月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	314,751	402,746	490,463	253,997	1,461,957			
	前月末車両数	314,040	402,406	489,622	253,119	1,459,187			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,398	1,800	2,274	1,202	6,674
				当 月	1,543	2,059	2,509	1,289	7,400
				前月比	110.4	114.4	110.3	107.2	110.9
		中 古	前 月	451	599	654	350	2,054	
			当 月	468	641	762	337	2,208	
			前月比	103.8	107.0	116.5	96.3	107.5	
		計	前 月	1,849	2,399	2,928	1,552	8,728	
			当 月	2,011	2,700	3,271	1,626	9,608	
			前月比	108.8	112.5	111.7	104.8	110.1	
	抹消登録	1,570	2,134	2,529	1,115	7,348			
	管轄変更（入）	593	1,174	1,283	460	3,510			
	管轄変更（出）	788	1,398	1,406	701	4,293			
	小型二輪車増減	51	68	87	68	274			
当月末車両数	314,337	402,816	490,328	253,457	1,460,938				
対前年同月比	99.9	100.0	100.0	99.8	99.9				
対前月比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	308,815	387,125	533,439	311,892	1,541,271			
	前月末車両数	309,405	389,527	536,026	312,113	1,547,071			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,230	1,664	2,140	1,368	6,402
				当 月	1,292	1,939	2,435	1,541	7,207
				前月比	105.0	116.5	113.8	112.6	112.6
		中 古	前 月	548	587	833	556	2,524	
			当 月	442	518	735	486	2,181	
			前月比	80.7	88.2	88.2	87.4	86.4	
		計	前 月	1,778	2,251	2,973	1,924	8,926	
			当 月	1,734	2,457	3,170	2,027	9,388	
			前月比	97.5	109.2	106.6	105.4	105.2	
	検査証返納	1,164	1,621	2,059	1,138	5,982			
	転入・転出	-3	-41	94	-170	-120			
	軽二輪車増減	57	64	99	67	287			
	当月末車両数	310,029	390,386	537,330	312,899	1,550,644			
対前年同月比	100.4	100.8	100.7	100.3	100.6				
対前月比	100.2	100.2	100.2	100.3	100.2				
総 合 計	前年同月末車両数	623,566	789,871	1,023,902	565,889	3,003,228			
	前月末車両数	623,445	791,933	1,025,648	565,232	3,006,258			
	当月末車両数	624,366	793,202	1,027,658	566,356	3,011,582			
	対前年同月比	100.13	100.42	100.37	100.08	100.28			
	対前月比	100.15	100.16	100.20	100.20	100.18			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している